

学生対象の情報発信事業委託業務プロポーザル審査要領

学生対象の情報発信事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「学生対象の情報発信事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員1名につき150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 企画の内容</u>	<u>(120点)</u>
<u>(2) 類似業務実績</u>	<u>(10点)</u>
<u>(3) 実施体制・スケジュール</u>	<u>(15点)</u>
<u>(4) 経費見積書</u>	<u>(5点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案内容に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 開催日時、方法

令和6年4月26日（金）予定

※審査委員会はオンライン開催を予定しています。詳細は別途お知らせします。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査員で協議して候補者を決定します。
- (5) 各審査委員の採点の合計が総合点数の5割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査の項目	審査の視点		配点		
企画の内容	事業目的・現状認識	現状や課題を踏まえ、事業目的や必要性を十分理解した上での企画提案であるか		10	
	学生の就職活動における意識や行動特性、スケジュール等を踏まえた提案となっているかという視点で以下のとおり審査する			120	
	デジタルマーケティングの手法を活用した情報発信	デジタル広告	広告の対象者や種類、媒体、実施方法、実施時期、効果見込みが適切で効果的なものとなっているか		80
			対象者に県内就職という選択肢を認識させ、共感を得られ、興味を喚起させるために効果的な広告内容（訴求ポイント、デザイン、キャッチコピー等）となっているか		
			効果測定・分析及び運用改善の考え方や手法は適切か		
	学生サイトのコンテンツ充実	デジタル広告から誘導した対象者の早期離脱を防ぎ、サイト内での回遊を促し、県内就職への興味を高めるため、コンテンツの内容や見せ方が工夫されているか			
	情報誌の制作	誌面構成のコンセプトやレイアウト、訴求ポイント、デザイン、キャッチコピー等は、対象者の共感を得られ、県内就職への興味を喚起させるために効果的なものとなっているか	30		
		県内企業の特徴や魅力、高知県での働き方や暮らしを想起させる企画内容であるか			
類似業務実績	類似の業務実績があり、今回の業務に活かすことができるか		10		
実施体制・スケジュール	業務を円滑に実施できる体制が整っているか		15		
	業務を円滑に実施するために具体的かつ効果的なスケジュールとなっているか				
経費見積書	効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか		5		
合計点			150		